平成２６年（フ）第４６号
京都府宮津市字由良774番地の４
債務者　足立　和明（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字与保呂187番地
債務者　松原　宏幸
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第６４０号
大阪府河内長野市菊水町２番24―708号
債務者　阿久津祐加江
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４３号
堺市南区桃山台３丁２番４―102号
債務者　川﨑　　泰
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５１号
堺市北区北花田町４丁106番地12　メゾン花博２―Ｅ、前住所兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の11　城の宮県営住宅１号棟401号
債務者　南山　郁美
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
高知市役知町18番22号　峰コーポ202号
債務者　山田　拓哉
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６４号
長崎県大村市大川田町1034番地１　エスポワール大川田201
債務者　小林　宙心
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３５３６号
大阪府摂津市東別府４丁目１番25―303号
債務者　岩﨑　佐代
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６０４号
大阪府豊中市立花町３丁目11番４号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号
債務者　貞盛　道彦
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２３号
大阪府茨木市西中条町１番10号藤本ハイツ202号
債務者　垂水　龍也
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６７号
大阪市生野区勝山北２丁目12番８号ＹＳアベニュー１Ｂ
債務者　西川　洋平
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５号
島根県出雲市大津町538番地
債務者　村山　夏江
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１７号
北海道野付郡別海町上春別118番地の７
債務者　伊多波和哉（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１８号
北海道根室市松本町４丁目10番地　鈴木ＡＰ７号室
債務者　大柳　秋美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１９号
北海道根室市定基町２丁目４番地
債務者　佐藤　洋平
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第６４号
島根県出雲市小伊津町1640番地
債務者　金築　高弘
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後３時
松江地方裁判所出雲支部